

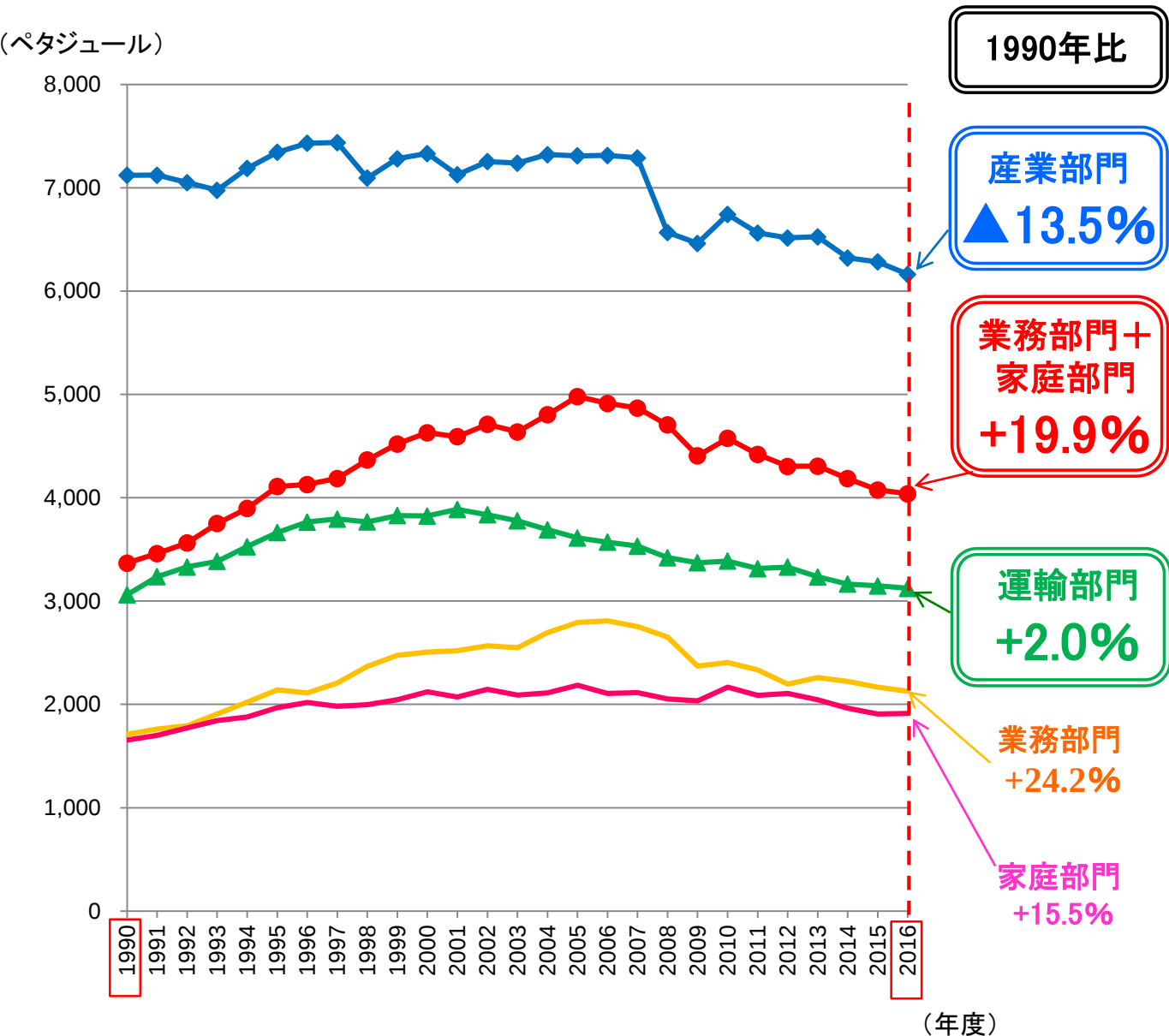
建築物省エネ法の改正について

令和元年 6 月
国土交通省住宅局住宅生産課

部門別のエネルギー消費の推移

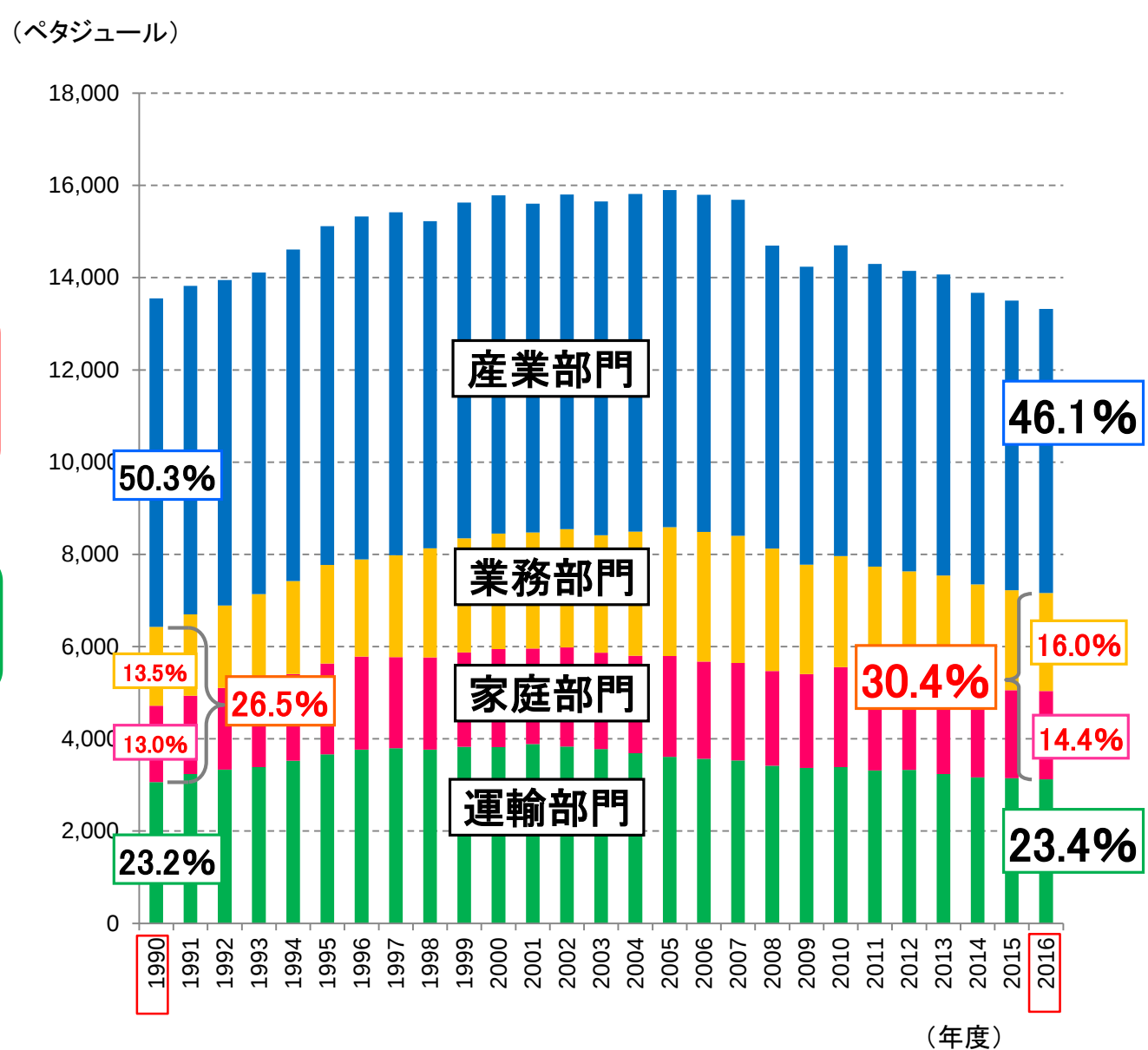
- 他部門（産業・運輸）が減少・微増する中、業務部門・家庭部門のエネルギー消費量は大きく増加し（90年比で19.9%増（左図））、現在では全エネルギー消費量の約3割（30.4%）（右図）を占めている。
- 建築物における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。

【最終エネルギー消費の推移】



出典:平成28年度エネルギー需給実績(確報)(資源エネルギー庁)

【シェアの推移】



出典:平成28年度エネルギー需給実績(確報)(資源エネルギー庁)

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。

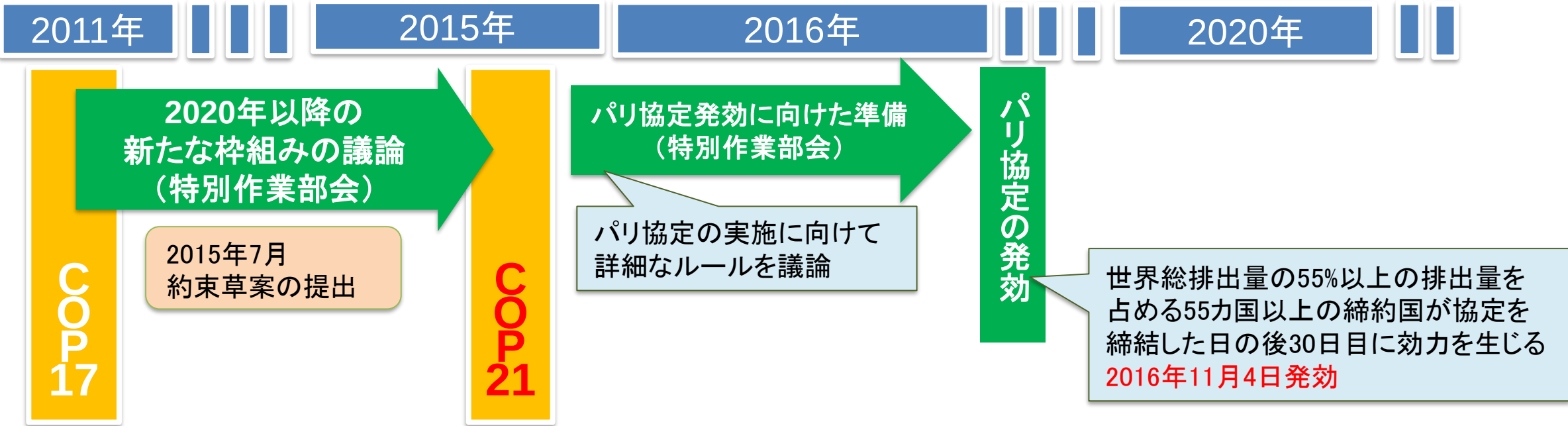
2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26.0%減の水準
- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択。
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）。

エネルギー起源CO2の各部門の排出量の目安

	CO2排出量(百万t-CO2)		
	2013年度実績	2030年度の目安	削減率
全体	1,235	927	▲25%
産業部門	429	401	▲7%
住宅・建築物分野	480	290	▲40%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

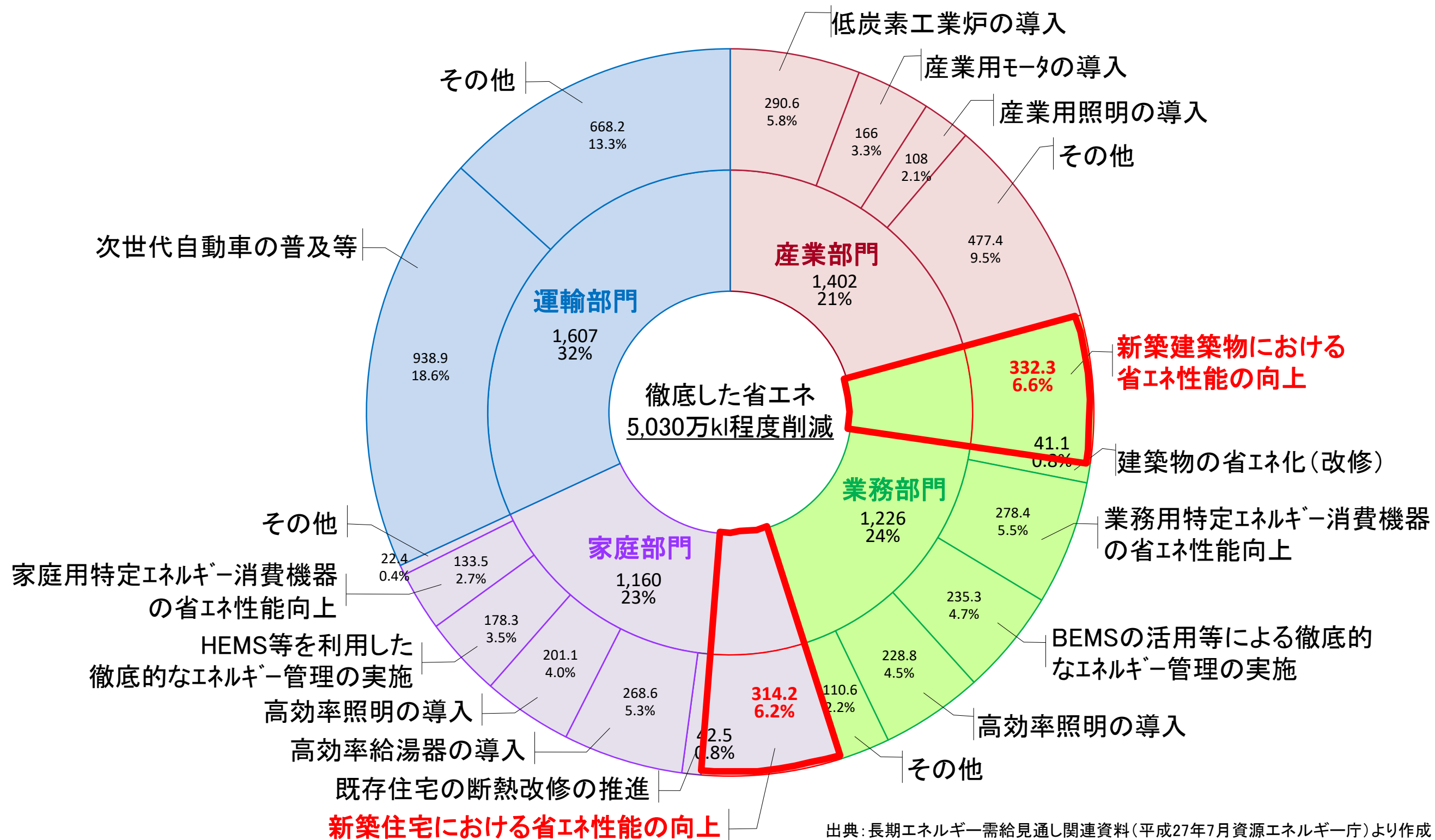
※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

パリ協定採択までの経緯と今後のスケジュール



新築の住宅・建築物における地球温暖化対策計画の目標

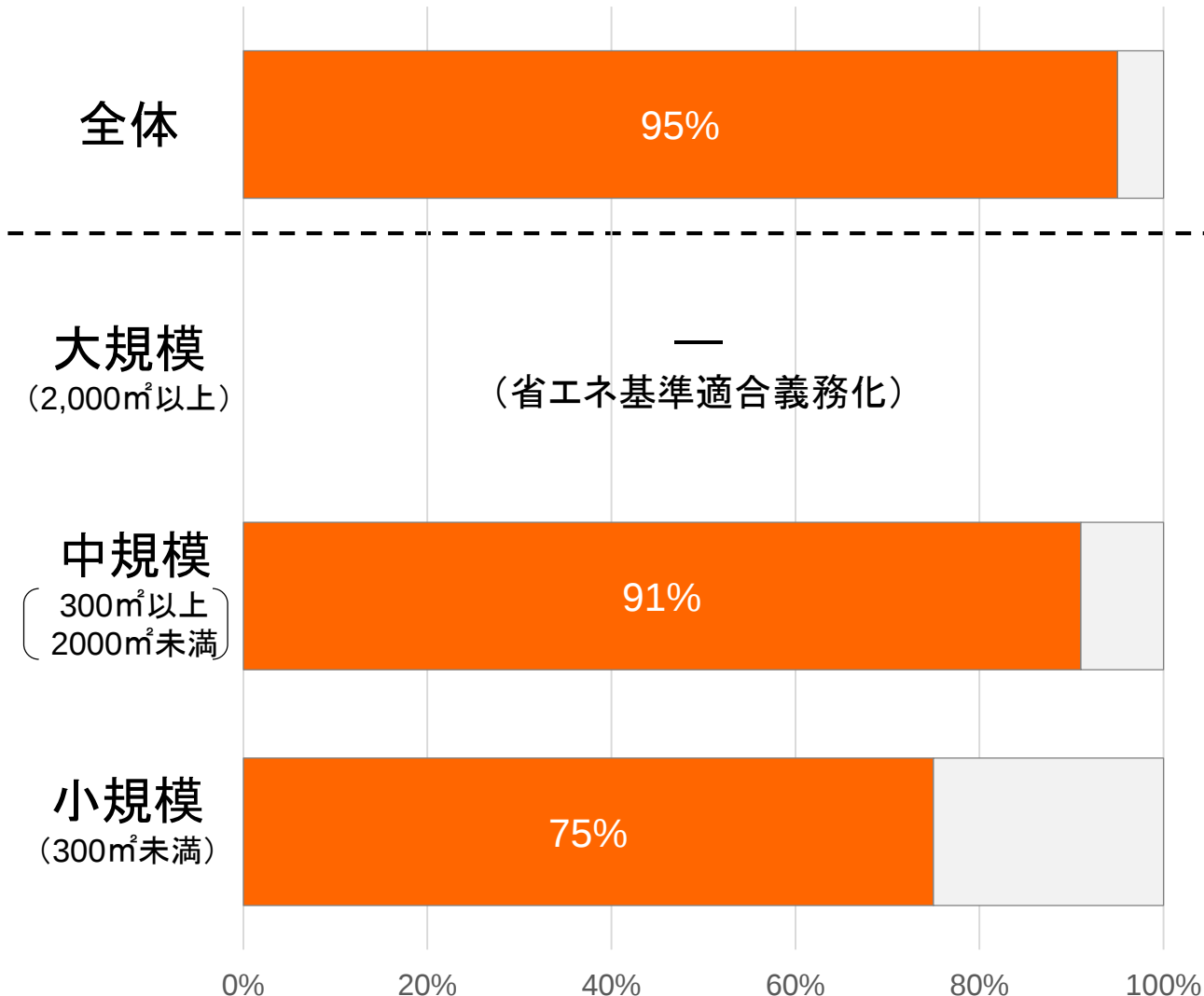
○ 新築の住宅・建築物における最終エネルギー消費の削減量は、全体の12.8%を占める。



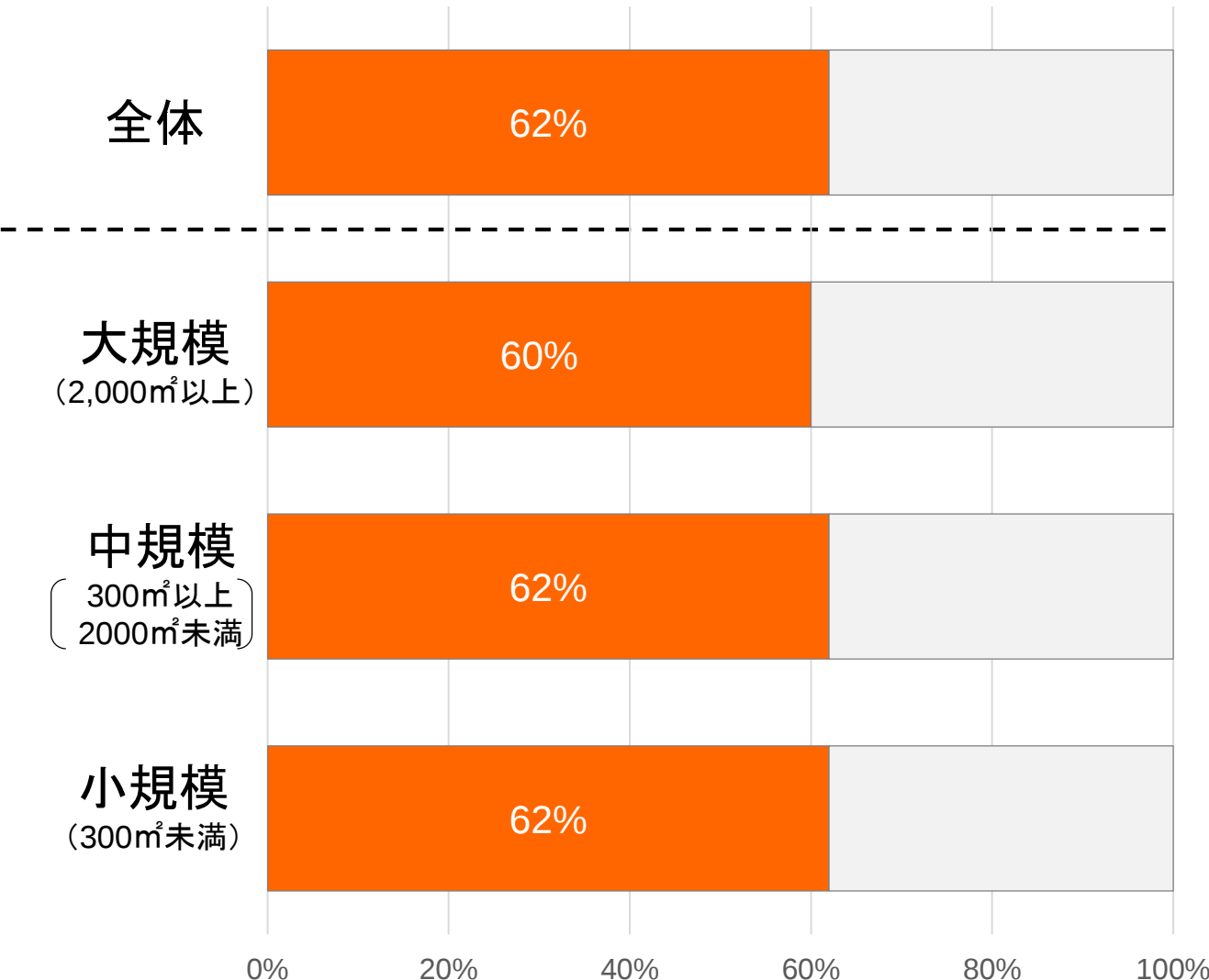
出典：長期エネルギー需給見通し関連資料(平成27年7月資源エネルギー庁)より作成

用途・規模別の省エネ基準適合率(平成29年度)

建築物



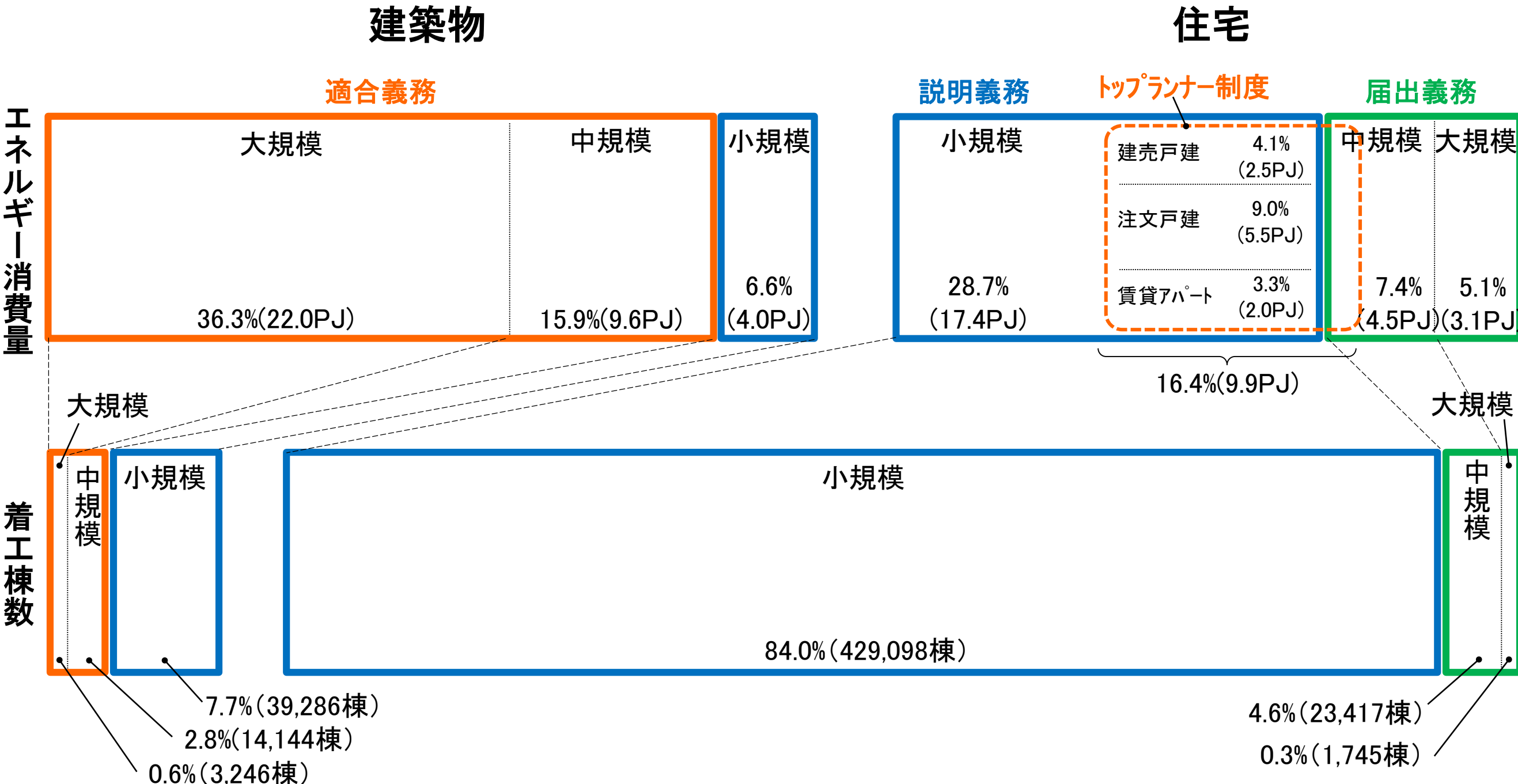
住宅



※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。
共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。なお、住戸ごとの省エネ基準への適否に基づき省エネ基準への適合率を算定すると、大規模住宅は74%、中規模住宅は75%となる。

用途・規模別のエネルギー消費量と着工棟数との関係

○適合義務の対象となる建築物は、新築着工棟数全体の3.4%（大規模建築物0.6% 中規模建築物2.8%）であるものの、エネルギー消費量では全体の52.2%（大規模建築物36.3% 中規模建築物15.9%）を占める。



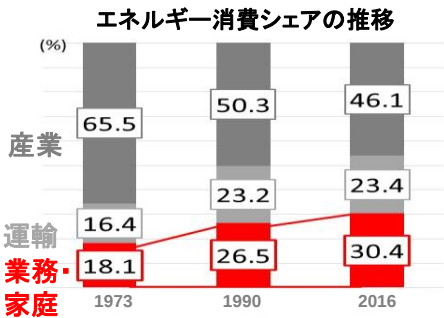
公布日：2019年5月17日

背景・必要性

○ 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題

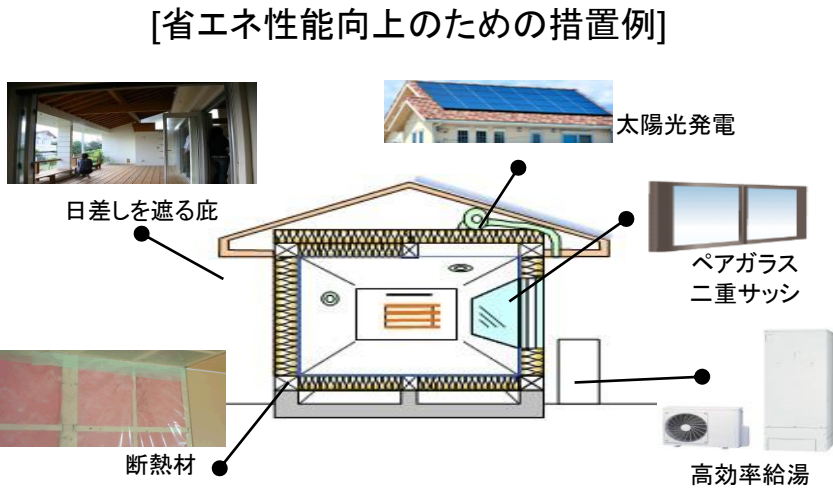
*我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
*本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの

⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠



法律の概要

オフィスビル等	オフィスビル等に係る措置の強化	法公布後2年以内施行
	建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化 ○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大（延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定）	
マンション等	複数の建築物の連携による取組の促進	法公布後6ヶ月以内施行
	複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進 ○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加（高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連)）	* 新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和
戸建住宅等	マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化	法公布後6ヶ月以内施行
	監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底 ○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化	
	戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け	法公布後2年以内施行
	設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進 ○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進	
	大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開	法公布後6ヶ月以内施行
	大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底 ○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保	
＜その他＞ ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入		法公布後2年以内施行 等



建築物省エネ法における現行制度と改正後との比較(規制措置)

	現行制度			改正後					
	建築物	住宅		建築物	住宅				
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】	➡	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】 <u>所管行政庁の審査手続を 合理化</u> ⇒ 監督(指示・命令等) の実施に重点化				
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】			適合義務 <u>【建築確認手続きに連動】</u>					
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	➡	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への 説明義務</u>	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への 説明義務</u> <u>トップランナー制度※</u> 【トップランナー基準適合】 <u>対象の拡大</u> 対象住宅 <table><tr><td>持家</td><td>建売戸建</td></tr><tr><td>貸家</td><td>賃貸アパート</td></tr></table>	持家	建売戸建	貸家	賃貸アパート
		持家				建売戸建			
貸家	賃貸アパート								
	<u>トップランナー制度※</u> 【トップランナー基準適合】 対象住宅 <table><tr><td>持家</td><td>建売戸建</td></tr><tr><td></td><td>注文戸建</td></tr><tr><td>貸家</td><td>賃貸アパート</td></tr></table>	持家	建売戸建		注文戸建	貸家	賃貸アパート		
持家	建売戸建								
	注文戸建								
貸家	賃貸アパート								

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

法律の審議経過と今後の施行予定等

審議経過

2019年2月15日：閣議決定
 4月23日：衆議院において全会一致で可決
 5月10日：参議院において全会一致で可決・成立

2019年5月17日：法律の公布

概要周知・施行に向けた準備等

- 概要説明会の開催等
- 省エネ基準等の検討・公布
 - ※省エネ小委員会建築物省エネ基準等WG・社会資本整備審議会建築物省エネ基準等小委員会合同会議で審議予定
 - ※注文戸建住宅・賃貸アパートのトップランナー基準の制定のほか、法公布後2年以内施行に係る基準等の見直し（基準の簡素化・合理化）も実施予定
- 政省令・告示の検討・公布

2019年11月予定：法公布後6ヶ月以内施行

- 複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加
- マンション等に係る届出義務制度の審査手続の合理化
- 注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加

詳細周知・施行に向けた準備等

- 詳細説明会の開催等
- 政省令・告示の検討・公布

2021年4月予定：法公布後2年以内施行

- 中規模のオフィスビル等の適合義務制度の対象への追加
- 戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設
- 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

施行スケジュール